

令和 4 年度電波の利用状況調査（714MHz 以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）に対する 意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

■意見募集期間：令和 5 年 6 月 22 日（木）～7 月 21 日（金）

■提出された意見の件数：5 件（法人 1 件、個人 4 件）
※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：

- 法人【1 件】 ソフトバンク株式会社
- 個人【4 件】

■令和 4 年度電波の利用状況調査（714MHz 以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）に対する意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	ソフトバンク株式会社	<p>（総論）</p> <p>電波の利用状況調査は、周波数の利用実態を正確に把握する「周波数利用状況の見える化」を推進し、電波有効利用のさらなる推進につながることから有意義と考えます。また、令和 4 年の電波法改正により、新たな「有効利用評価方針」※が示されていますが、当該方針ではデジタル化への取り組み状況等も調査・評価することになっています。デジタルへの移行は、非常に重要な取り組みであり、我が国全体の周波数有効利用に資することから、本調査も活用しつつ、移行を加速化していくことが重要と考えます。</p> <p>※「有効利用評価方針」：https://www.soumu.go.jp/main_content/000838014.pdf</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
2		<p>（デジタル化の推進について）</p> <p>前述の通り、デジタルへの移行は非常に重要な取り組みであり、本評価結果（案）においても、複数のシステムにおいてデジタル化が進展している等の評価がなされていますが、総務省殿公表の「国等の電波の利用状況（令和 4 年 3 月現在）」※によると、3GHz 帯以下におけるアナログシステムの比率は、「国等以外の無線局」で約 50%、「国等の無線局」で約 20%となっており、さらなる効率化の余地があるようにも見受けられます。「デジタル変革時代の電波政策懇談会 公共周波数等ワーキンググループ」においても、デジタル化を継続的に推進していく重要性が示されているところ、総務省殿による</p>	<p>デジタル化の主なメリットとしては、周波数利用効率の向上、クリアな音声通信の実現、音質良好エリアの拡大、データ通信機能の高度化、セキュリティ機能の強化などが期待されており、機器の更新時期等に合わせて対応していくこ</p>	無

	<p>イニシアティブのもとで、定期的なフォローアップ（少なくとも年 1 回進捗状況を確認・公表する等）を通じて、これらの取り組みを着実に進めていくことが重要と考えます。</p> <p>※「国等の電波の利用状況（令和 4 年 3 月現在）」： https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/data/r0403kuni.pdf</p>	<p>とが望ましいと考えられます。本評価結果案は、総務省から報告のあった電波利用システムを利用する免許人におけるデジタル方式の導入予定がない理由等を確認しつつ評価を行いました。各電波利用システムに固有の何らかの事情によりデジタル化が進まないケースも見受けられるため、電波利用システムや免許人における詳細な背景等を考慮するなど、より多面的な評価の可能性について検討してまいります。公共業務用無線局については、「デジタル変革時代の電波政策懇談会」の報告を踏まえ、今後、毎年、総務省が実施するデジタル化への対応状況等の調査結果に基づき、評価を実施してまいります。</p>	
3	<p>（重点調査について）</p> <p>重点調査を活用し、周波数の共用利用の検討や他システムへの移行状況等を確認するうえで、重点調査の対象とする周波数帯や無線システムの選定が最も重要です。その選定方法は、重点調査告示※に示された条件も踏まえ選定がなされていると理解していますが、重点調査をより充実させる観点から、パブリックコメント等を通じて、国際的な動向や国内需要等の意見を幅広く反映できる仕組みとすることが必要と考えます。</p> <p>また、過去の利用状況調査において、重点調査対象となったシステムについては、重点調査対象であったことを明確化したうえで、例えば 2 年後の次回調査において進捗状況の評価する等、適切にフォローアップが可能となるような仕組みを設けることが望ましいと考えます。</p> <p>※次の 1～4 のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの</p>	<p>重点調査の対象システムは総務省が設定を行うものですが、いただいたご意見については、今後の評価の際に参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム</p> <p>2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム</p> <p>3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム</p> <p>4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム</p>		
4	個人	<p>「222MHz 超 335.4MHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価」、「335.4MHz 超 714MHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価」に 1987 年に制度化されたアナログコードレスの専用周波数があるが、有効活用されていると他周波数と一緒に結論付けてしまっているのだろうか？いい加減、使用期限を設定して需要があるデジ簡易無線といった無線システムに使わせたほうがいいのではないかと思います。</p> <p>あと次期地上 4K 放送移行で有効活用を踏まえた様々な技術検討がされてることはわかっていますが、あえて言わせてもらおうとデジタル TV 放送 UHF 帯 40ch 全てが他周波数と一緒にたにして有効活用されてるなんて結論付けるのはやはりおかしいのではないかと。それぞれの送信地域で使っているチャンネル以外の 8 割は空いてるし、その空いてるホワイトスペースでやってる放送だって地域によってはスカスカ。やっていない地域だってあるでしょうに。ラジオマイクだってそうだ。24 時間 365 日送信してるわけでもない。他周波数での外国製品に頼らない代替移行だってこれまでもやってきたはず。ローバンドの IMT 用周波数帯は逼迫しており、案の通りの評価にして今のところ使えないようにしていることは、日本のさらなる経済発展にとって阻害することにならないだろうか？再考すべきだ。</p>	<p>前段のご意見について、本評価結果案は、総務省から報告を受けた電波の利用状況の調査結果を分析することにより、「周波数区分」ごとに評価を行ったものです。免許不要局であるコードレス電話については、当該調査の結果、過去 2 年間の出荷台数が 0 台であるところ、今後、総務省において詳細な実態を把握の上、他の無線システムの需要を踏まえつつ検討を行うことが必要と考えますが、今後の評価の際に参考とさせていただきます。</p> <p>後段のご意見について、地上デジタルテレビジョン放送は、前回調査時とほぼ同数の無線局（12,074 局）が運用され、また、同周波数帯のホワイトスペースを活用するエリア放送は、前回調査から 8.3%（20 局）増加しています。さらに、特定ラジオマイクは、総務省においてデジタル方式の利用効率向上に向けたチャンネルリストの検討に関する検討を実施しており、この取組みを</p>	無

			踏まえ特定ラジオマイクの有効利用が推進されることを期待している旨の評価としています。引き続き総務省における調査結果を踏まえ評価を行っていくことが必要と考えます。	
5	個人	電波認定の審査は厳格だけどその後の総括が無いのは杜撰ではないか？令和3年4月の第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定に係る審査では楽天モバイルに認定されているが「基準D：MVNO促進の取組がより進んでいること」で楽天が最高評価をされているにもかかわらず、申請している2021年度どころか2023年度になっても未だにMVNOの提供がされていない。最初から守るつもりがない虚偽申告を元に電波認定してそのまま再審査も行わないのは監督官庁として怠慢ではないのか？申請した内容が一定期間の間に達成されない場合の対応も協議すべきではないのか？	携帯電話に係る評価や開設計画に関するご意見については、本意見募集の対象外です。なお、本年3月に公表した令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果において、「楽天モバイルは、昨年度MVNOの実績はなく、今年度からMVNOへの提供を開始しており、適切に取組を進めていると認められるが、今後も多数のMVNOへの提供に向けて積極的に取り組むべきである（「c」評価）」と評価しています。いただいたご意見については、今後の総務省の施策の検討の際に参考とされるものと考えます。	無
6	個人	1. デジタル無線ありきなのは全く納得がいかない。 昨今のアメリカと中国の対立を見れば、アメリカのコーデックの会社に何かがあればデジタル無線の供給は絶たれてしまう。（原材料等の相互制裁など） そのあたりを考えられないのがダメ。総務省は官庁としてどう考えているのか。昨今半導体不足から無線機の在庫不足・納期遅延が大量に発生している。キーデバイスであるコーデックの流通に問題が出れば、大変な問題になる。 なお、アナログであればコーデックはないので、製造を続けることができる。アナログならば、世界中から緊急輸入することも可能である。（日本のデジタル無線は特殊で	1点目のご意見について、デジタル化の主なメリットとしては、周波数利用効率の向上、クリアな音声通信の実現、音質良好エリアの拡大、データ通信機能の高度化、セキュリティ機能の強化などが期待されており、機器の更新時期等	無

		<p>不可能)</p> <p>デジタル移行を何も考えず推し進める総務省は危機管理がまるでないと分かる。</p> <p>2. 5Gの普及というものを考えない電波政策</p> <p>5Gは国策で進められてきているものである。それによって同時接続数はコミケ会場でも問題のないレベルまでになり、さらに遅延がなくなる。この無線を用いてほとんどのDXの問題は解決できる。しかしいまだに自営無線にこだわっている向きが見られる。消費者やユーザーからすれば、廉価で安定して使えれば自営無線である必要は全くない。</p> <p>また、5Gの通信サービスは競争によりほとんどゼロ円から使うことができるようになってきている。しかし、自営無線ではいまだに価格が高いうえ、総務省が消防無線をデジタルにある種無理やり移行した際にも談合事件が明らかになった。つまり競争が働いていないことを明確に示した。</p> <p>したがって、5Gの存在をなしにして、自営無線や714MHz以下の無線を論ずるのは明らかに国策に反しているだけでなく、社会の効率化を著しく阻害するのでやめていただきたい。</p> <p>3. 自営無線に求めるもの</p> <p>自営無線に求めるものは 1) 低廉で 2) 信頼性が高く 3) 入手性が高いということである。これらを満たさないものは普及せず、減少する。特定小電力やデジタル簡易無線が大きく伸び、タクシー無線が減少したのは明らかかなその答えであろう。審議会等もその点をよく留意する必要がある。</p> <p>4. VHF ハイ (170-222MHz) について</p> <p>輸入機でも電波が出せない174MHzから175MHzにおいて、12.5kHz間隔で100波を防災用・地域活動用としてアナログで割り当てるべきと考える。これは消防団波・地域活動・福祉・学校・防災・自治体の人たちであれば包括登録を受け自由に使えるようにすればいい。大規模災害時にはこれらを用いて、それぞれの場所で救援・救護活動ができるし、消防団の無線問題も一気に解決する。さらに地域活動においてもデジタル簡易無線と違い使い手が限定されているため混信も少なく利用できるだろう。</p> <p>なお、地域ごとにリーダーを決めそのリーダーが使うchなどを決めるような協議会方式がよいと思う。無線の経験がある人間をリーダーにし、まさに自営無線の大いなる活用方法となるだろう。なぜアナログなのかは1. に書いたとおりであり、災害時の電線などから発生するノイズにも極めて強いアナログが適しているのは言うまでもない。</p>	<p>に合わせて対応していくことが望ましいと考えられます。本評価結果案は、総務省から報告のあった電波利用システムを利用する免許人におけるデジタル方式の導入予定がない理由等を確認しつつ評価を行いました。各電波利用システムに固有の何からの事情によりデジタル化が進まないケースも見受けられるため、電波利用システムや免許人における詳細な背景等を考慮するなど、より多面的な評価の可能性について検討してまいります。</p> <p>2点目から4点目のご意見について、本意見募集は、令和4年度電波の利用状況調査(714MHz以下の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)に係る意見募集であり、総務省から報告を受けた電波の利用状況調査の結果を分析することにより、評価を行ったものであり、5Gの普及、自営通信の在り方や割当てに関するご意見は本意見募集の対象外ですが、今後の総務省の施策の検討の際に参考とされるものと考えます。</p>	
7	個人	<p>アマチュア無線の周波数利用特に3500kHz~3900kHzをより有効に活用すべきである。3500kHz~3900kHzの周波数割当について、6分割している妥当性がないのではな</p>	<p>いただいた割当てに関するご意見については、本意見募集</p>	無

		いかと考えます。	の対象外ですが、今後の総務省の施策の検討の際に参考とされるものと考えます。	
--	--	----------	---------------------------------------	--

※いただいたご意見について一部要約しています。